

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号。いわゆる第 3 次一括法）」の施行に伴う、「高松市社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例」の一部改正に関する概要について

1 条例制定の背景

- (1) 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号。いわゆる第 3 次一括法）」が平成 25 年 6 月 14 日をもって公布され、平成 26 年 4 月 1 日より施行されることに伴い、介護保険法において、現在、厚生労働省令で定められている指定居宅介護事業者（基準該当を含む。）、指定介護予防支援事業者、地域包括支援センターに関する基準が、市の条例で定めることとされました。
- (2) 市の条例で定める基準については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの（以下「従うべき基準」という。）、厚生労働省令で定める基準を参酌するもの（以下「参酌すべき基準」という。）に区分されました。
- (3) 今回、厚生労働省令で示された区分に基づき、下記のとおり「高松市社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例」の一部を改正します。

2 一部改正する条例

高松市社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例

【関係法律：介護保険法】

○条例制定を要する省令基準

- ・指定居宅介護支援等の事業の人員、運営
- ・指定介護予防支援等の事業の人員、運営
- ・地域包括支援センターの人員、運営
- ・指定居宅介護支援事業者および指定介護予防支援事業者の申請者

○基準の根拠となる省令（平成 25 年 9 月 13 日改正、平成 26 年 4 月 1 日施行）

- ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）
- ・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）
- ・介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）

3 条例の一部改正の概要

条例の一部改正に当たっては、厚生労働省令で定める基準を条例において基準として定めるほか、既に高松市の独自基準として各種の社会福祉施設等に適用している以下の内容について、居宅介護支援事業者等にも適用する方向で検討しています。

(1) 非常災害対策に関する具体的な計画の概要の揭示

内容	施設または事業所の見やすい場所に、非常災害対策に関する具体的な計画の概要を揭示しなければならない。
理由	利用者の状態把握は、居宅介護支援事業を行う上での基本となるものである。特に非常災害時には迅速で的確な対応が求められることから、利用者および従業員の安否確認や対応の周知徹底を図り、円滑な活動ができるようにするため、策定した具体的な計画の概要を施設内に掲示することを義務付ける。

(2) 非常災害時の連携協力体制の整備

内容	非常災害時における他の社会福祉施設等や消防団，近隣住民等との連携・相互応援体制の構築に努めなければならない。
理由	居宅介護支援事業者が，非常災害時に利用者等の安全および居宅サービス計画で記されている各種サービスの提供の確保を図るためには，近隣住民や消防団，他の社会福祉施設等との日常の連携を密にするとともに，緊急時の応援，協力体制を確保することが重要であるため，努力義務とする。

(3) 研修の実施および研修の機会の確保

内容	職員の資質向上のために，年1回具体的な研修計画を策定するとともに，研修結果を記録するほか，職員の研修の機会を確保しなければならない。
理由	勤務体制の確保の規定に，研修の機会の確保に関する規定があるが，職員の資質向上を図るため，計画的な人材育成の仕組みを義務付ける。

(4) 記録の整備

内容	利用者に対する居宅介護支援の提供に関する帳簿，記録等のうち，基準で定める記録等および地域包括支援センターの包括的支援事業に係る記録等について完結の日から5年間保存しなければならない。
理由	居宅介護支援に係る記録等の保存期間について，現行基準は2年であるが，介護報酬等の適正な取扱い（介護報酬の過払い発生時の対応等）やサービスの向上の観点から，5年に延長する。また，地域包括支援センターの包括的支援事業に係る記録等の保存期間についても，同様に5年間とする。

(5) 業務の質の評価

内容	自ら当該社会福祉施設等に係る業務の質の評価を行うとともに，定期的に外部の者による評価を受けて，常にその改善を図るよう努めなければならない。
理由	提供するサービスの質の向上を図るため，施設等が業務の質を自ら評価するとともに，定期的に外部の者の評価を受けて，常に業務改善を図るよう努めることを義務付ける。 なお，外部評価については，福祉サービス第三者評価を受審することが望ましいが，その費用は高額で，評価期間も数ヶ月にわたるため，施設側にとってかなりの負担になることに加え，他市においても第三者評価に限定したものはないことから，外部の者による評価も認める。